

飲食店を経営する皆様へ

STOP!
受動喫煙



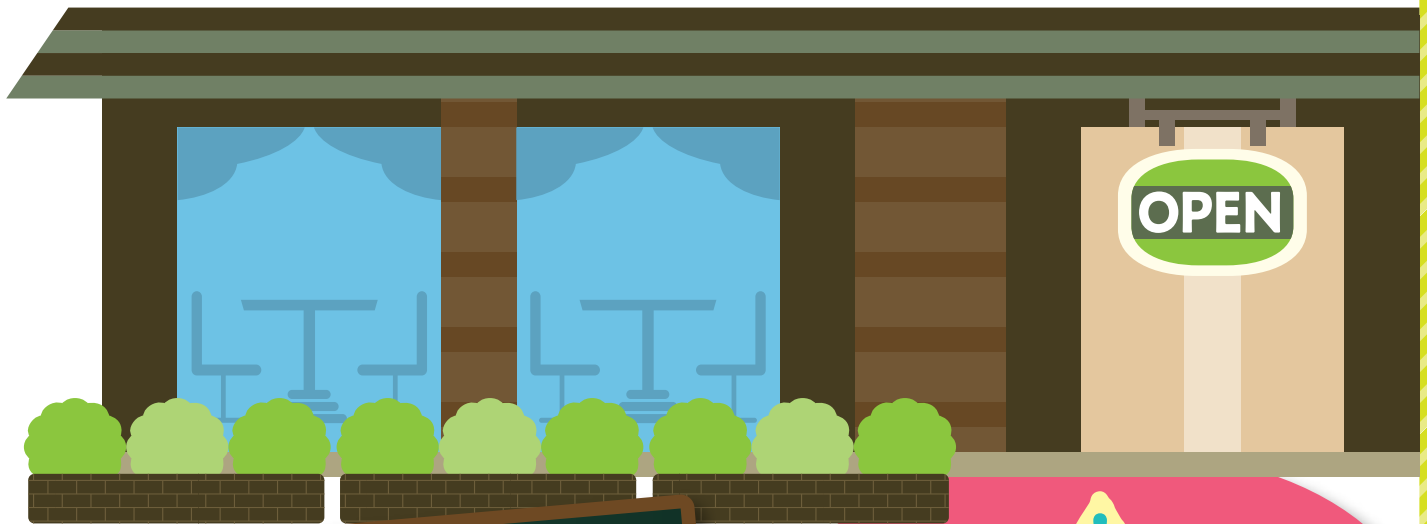
受動喫煙対策推進マスコットけむいモン

～屋外でも配慮が必要です～

**屋内は
原則禁煙!**



お店の
前での喫煙!
ちゃんと対策
して欲しいわ。



健康増進法の改正により、
多くの人が利用する施設・飲食店などは
原則屋内禁煙となりました。

**対策して
安心!**

屋内に喫煙可能な場所を設ける
場合には、たばこの煙の流出を
防止するために必要な設置基準を
満たした「**喫煙専用室**」や「**加熱式
たばこ専用喫煙室**」の設置が必要です。

**店の外の灰皿も屋内に
該当する場合があります。**

テラスなど一見すると「屋外」に見える場所でも、
天井(屋根)があり、かつ前後左右の側面4面のうち
2面以上が床から天井まで仕切られた
壁である場所は、「屋内」とみなされます。

受動喫煙対策を行う際の支援策として、**財政支援制度**が整備されています。

中小企業事業主向け 受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。詳しくは右記二次元コードからホームページをご参照ください。

詳しくは/



生活衛生事業者向け 生衛業受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、左記の対象とならない生衛事業者の方向けの助成制度です。詳しくは右記二次元コードからホームページをご参照ください。

詳しくは/



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

京都市 受動喫煙



！飲食店は原則屋内禁煙です！

違反時には罰則が科せられる場合があります(一例)

受動喫煙対策をしないと…



喫煙禁止場所での喫煙

対象 すべての人 ※加熱式たばこを含む

喫煙禁止場所に灰皿等を設置

対象 施設管理権原者

最大 **30** 万円
以下の
罰金

最大 **50** 万円
以下の
罰金

「喫煙室設置」の際に必要な事項



たばこの煙の流出を防止するための
技術的基準の遵守しているか。

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ② たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁・天井などによって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外または外部に排気されていること。

技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。▶

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>



喫煙室の標識及び喫煙室設置などの
標識を掲示しているか。

喫煙専用室
「喫煙室」の
出入口の標識



喫煙専用室
あり
「施設」の
出入口の標識



20歳未満の者を立ち入らせていないか。
20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは
立入禁止です！

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙室へは一切立入禁止となります。たとえ従業員やアルバイトであっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導等の対象となります。



喫煙場所を定めるときに、望まない
受動喫煙を生じさせることがない場所
とするよう配慮
しているか。

※施設の屋外でも
配慮が必要です。

受動喫煙対策推進マスコット
けむいモン



どんな場所、
どんな時でも
喫煙を行う場合は、
周囲の状況に
配慮が必要です。

既存特定飲食提供施設について

以下の3つの要件全てを満たす飲食店は、
届出をすることで「既存特定飲食提供施設」として、
お店の全部または一部を「喫煙可能」と
することができます。

- ① 令和2年4月1日時点で営業していた飲食店であること。
- ② 資本金5,000万円以下であること。
- ③ 客席面積100㎡以下であること。

※詳しくは、窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ

京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口

☎ 075-746-6794 (受付時間) 10:00~17:00 (土日祝・年末年始除く)

✉ kyoto-judo@jtb.com ※窓口の運営は京都市から株式会社JTBへ委託して行っております。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！